

第1. 「設問1」について。

1. 課題1. について。

(1) 本件が適法性問題とされている。将来給付の訴え(法135条)とは、事実審の口頭弁論終結時までに履行すべき状態に於いて請求権について、給付判決を求める訴えのことをいう。

では、かかる場合に、請求適格があるといえるか。要件

この点、将来給付を求める基礎となる資格は、あらかじめ給付判決を得る原告の利益と、将来の強制執行に対する防御のために、請求異議の訴え(民事執行法35条項)を提起なければならぬ被告の不利益とのバランスから判断すべきである。理由は?

とぞ、①請求の基礎となるべき事実関係および法律関係が既に存在し、その継続が予想され、②請求権の存否成否および内容につき債務者に有利な、将来の事情の変動があらかじめ明確に予測し得る事由があり、③かかる事情の変動を請求異議の訴えにより立証しなければならぬという負担を債務者に課しても不当とはいえない場合に限り、将来給付を求める基礎となる資格を有すると解する。

(2) この本件についてみると、敷金とは、賃料債務その他の賃貸借に基づき、生ずる賃借人の賃借人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃貸借借人が賃借人に交付する金銭(民法622条の2第1項柱書括弧書)である。とて、本件では、賃借人であるAが賃借人であるXに対して、120万円を敷金として交付した事実について、XとAとの間で争いはなく、敷金返還請求権の基礎となるべき事実関係および法律関係が既に存在し、今後もこの状態の継続が予想される(①充足)。

また、本件建物の使用状態は非常によく、修繕の必要もないことから、債務者である

文が長い

Xに有利な将来の事情との変動とて考えられる事情としては、敷金が目的物明渡し
までの間に借借人が負う一切の債務を担保するものである。本件建物の明渡しまでに、
敷金の額が著しく減額されるような事情が考えられ、従来、修繕の費用に使用された
ことからすると、極めて、例外的な事情であるといえるが、明確に予測し得る(②充足)。

さらに、このような事情の変動も、請求異議の訴えにより立証できしはけはならぬという
負担を債務者であるXに課しても、不当とはいえない。(③充足)。なぜ?

(3) おて、本件では請求適格が認められる。結論がない

2. 課題2. について

(1) 否認の訴えの利益は、紛争解決の必要性、実効性の観点から①対象選択の
適否、②即時確定の利益の有無、③方法選択の適否により判断できると
あると解する。

(2) この点、本件についてみると、XY間では、金銭の交付の事実については争いがなく、その
性質が問題となっており、条件付き権利としての敷金返還請求権の存否が
争われている。したがって、現在において、存在している条件付き権利としての敷金返還
請求権が対象であり、対象選択として適切といえる(①充足)。対象不特定

として、上記請求権について、確定判決を得ること、確定判決の
判断内容の後訴での通用力ない拘束力がある既判力が発生し、その作用により
前訴と同一の主張、立証を排斥でき、紛争の解決に資することが
でき、即時確定の利益が認められる(②充足)。

さらに、上記のように、確定判決を得ること、請求権についての危険を
排除することができるので、方法として適切である(③充足)。

(3) おて、条件付き権利としての敷金返還請求権の存在の確認を求める訴えで
あれば、確認の訴えの利益が認められる。

第2 [設問2] について。

1. 民事訴訟法においては、裁判所は、「口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果」(法247条)を、心証形成の資料とすることが出来る。

とて、Y₂の発言は、和解期日において、なされたものであり、和解期日は、「口頭弁論」(法248条)ではないので、Y₂の発言は、「口頭弁論の全趣旨」には含まれない。また、「証拠調べの結果」にも含まれない。 意義は?

2. 訴訟上の和解は、互譲により、合意を形成することによって成立するものであり、仮に、和解手続における当事者の発言内容を心証形成の資料とすることができるとして、たとえ互譲をためらう、和解が成立しにくくなる。また、当事者は、和解のために発言したこと、裁判官の心証形成に用いられること、不意打ちと同様の被害を受けることになる。

第3. [設問3] について。

1. 課題1 について

(1)、本件訴訟が通常共同訴訟(法38条)に該当すれば、通常共同訴訟 ~~独立の原則~~ (法39条)が適用され、結果、XはY₂に対する訴えのみを取り下げ(法26条以下)とすることができる。一方、本件訴訟が固有必要的共同訴訟に該当すれば、法40条2項の適用により、XはY₂に対する訴えのみを取り下げることができない。そこで、通常共同訴訟と固有必要的共同訴訟の区別の基準が問題となる。

~~点々~~ 民事訴訟は、实体権の実現、処分のプロセスである一方、当事者適格は訴訟進行権という訴訟上の機能にかかわる問題である。

そこで、訴訟物たる権利関係の性質などの実体法的観点から、訴訟政策的判断との調和の観点から決すべきと解する。

(2) 本件では、訴訟物は、賃貸借契約終了に基づき、本件建物明渡請求権であり、この場合の賃借人の明渡義務は、性質上不可分のものであり、不可分債務であるから、賃貸人は、賃借人の一人に対して明渡しを求めることができる。

また、仮に固有必要的共同訴訟であるとすると、賃借人全員を被告としなければならず、被告の場所、人数などを調べる手間を原告に課することになり、不相当な負担を課することになる。

そこで、本件訴訟は、通常共同訴訟である。

(3) よて、通常共同訴訟における、共同訴訟人独自の原則から、Xは、Yに対して訴入のみを取り下げることができる。

2. 課題2について。

(1) 共同訴訟人の一人が提出した証拠又はこれに対して提出された証拠は、他の共同訴訟人の援用がなされても資料とすることができるという原則である。証拠は共通の原則が適用される。

この点、自由心証主義(法24条)の下では、一つの歴史的事実の心証は一つしかあり得ず、また、共同訴訟では、裁判官の心証は通常共通に付される。

そこで、証拠共通の原則の適用は認めらるべきと解する。

(2) 上記原則の適用により、共同訴訟人の一方は、他方が提出した証拠により自己に有利な事実認定を争得するという有利な地位を取得する。

よて、訴入の取り下げが行われると、これらの地位が失われると、共同訴訟人の信頼を損なうことになり、妥当ではない。

そこで、訴入を取り下げられ、他の共同訴訟人との関係では資料として用いることが許されるべきと解する。

(第3問)

(3) さて、XがY₂に対する訴訟を取り下げた後でも、裁判所は、本件口説の取調の結果をXY間訴訟における事実認定に用いることができる。

↓X上